

**未成年（法人）後見の現状と課題**

**—主に児童福祉の観点から—**

○ 高松法務局（法務省）・NPO 法人後見ネットかがわ 三野寿美（8057）

キーワード 未成年後見 権利擁護 児童福祉

**1. 研究目的**

近年、児童虐待問題は、深刻な社会問題となっており、この課題等に対応するため、民法においては、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、未成年後見制度等についての改正が行われた（2011年改正。その他、親権の停止制度の創設など）。

民法学的側面からは、この改正により、「未成年後見人の確保を図るために複数の未成年後見人の選任や法人の選任が可能となる一方で、児福法の関わる場面での未成年後見人への支援も整備されたが、未成年後見制度の在り方については様々な議論を生じさせている。」（許末恵「家族法改正—その課題と立法提案 財産管理・財産以外の行為の法定代理・未成年後見の検討課題」家族＜社会と法＞33号77頁〔2017年〕）状況にある、とされる。

しかし、この未成年後見制度について、特に社会福祉学の分野においては、あまり議論の対象となっておらず、実践研究報告等も（特に法人後見について）ほとんど存していないのであるが、これは、一つには事件数が少なく（2007年以降、年間の事件数は概ね2,600件台である）、かつ、法人後見が認められたのがごく最近のことであるため、というのが容易に推察できる。さらに、関心が持たれていないだけでなく、そもそも隣接の里親制度との比較から、未成年後見制度の存在意義が何であるのか、を問う声も出ている。

しかし、児童虐待問題が、現下の実際社会における喫緊の課題の一つであることに変わりなく（児童相談所における相談件数は、2015年度、10万3,260件で、さらに増加傾向にある。）、未成年後見制度もこの問題への対応策の一つとして改正されたのであり（\*ただし、一般的には、両親の離婚により片親親権となったものの、その親権を所有した片親が死亡してしまったケースが多く、虐待とは直接関係ない事案も多い。）、検討を加える意義は、十分に存している、と考える。

そこで、本研究発表においては、若干の実践経験を踏まえ（所属団体では、未成年後見についても受任している。\*未成年後見人選任の請求は、子供女性相談センター〔児童相談所〕長によるものである。）、主に児童福祉的観点から未成年後見制度（についての法人後見）について、その現状分析、課題等を探ることを目的とするものである。

なお、先行する研究発表として、日本社会福祉学会 第65回秋季全国大会（2017年 首都大学東京）セッション（児童福祉・国際社会福祉〔1-204〕）における「福祉系NPOによる権利擁護支援事業—虐待問題（特に児童虐待問題）を中心として—」と題する研究発表を行ったが、これは、権利擁護支援事業における個別的課題として、（法人後見を中心的事業とする）福祉系NPOの、児童虐待問題対応について、その可能性を探るものであった。

これに比して、未成年（法人）後見制度自体を、本研究発表の検討課題とするものであ

る。

## 2. 研究の視点および方法

未成年後見制度に関する実践報告・先行研究を検討し、課題等を抽出した上で、実際の活動を通じて得られた各種対応・経験等を加味した実践研究報告とする（したがって、必ずしも網羅的、体系的でないことを予めお断りする。）。

## 3. 倫理的配慮

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守し、かつ職務上知り得た情報（特に個人情報）等については、関連法令や所属 NPO 法人「研修・企画委員会設置規程」等に基づき適正な取扱いを徹底するなど必要な倫理的配慮がなされている。

## 4. 研究結果

まず、未成年後見を中心的事業としている団体について紹介・若干の考察を加える。

これには、例えば、NPO 法人「岡山未成年後見支援センターえがお」がある（日本初の未成年後見法人として 2012 年に設立されている）。

同団体では、これまでの活動から得られた法人後見の一般的な利点として、①長期継続性（永続的な基盤を有する法人においては、長期間での永続性が可能である）、②空白リスクの最小化（個人の後見人に病気・事故・災害等何らかの支障が生じた場合、交代手続きが必ずしも容易ではないが、法人が後見人であれば、空白期間の混乱リスクを回避できる）、③心理的負担軽減（法人内の支援体制により、法人担当者の心理的負担軽減され、困難事例や虐待事例に対し、より積極的な対応が可能となる）、等をあげている。（日本地域福祉学会第 31 回秋季大会〔2017 年 松山大学〕「セッション 1「地域の子ども支援～子育て支援のあり方を問う～」における竹内俊一理事長の報告。\*このほか、実践経験からいえば、状況に応じ、担当者を民生委員もしくは社会福祉士と弁護士という複数の専門職等の組み合わせで対応できるという利点もある、と考える。）。

## 5. 考察

これらの利点については、成年法人後見と同様であり有益でもある、と考えられるが、一方で、これまでの主に親族後見という形で現れてきたいわば親代わりの未成年後見に取って代わるものではない、とも考えられるため、成年後見と違い、「法人後見こそが成年後見を担う本命であるとする考え方」は、未成年後見に関しては必ずしも当てはまらず（これを否定するものではないが）、児童福祉の観点から、親権を行う者がいない未成年者に対する社会的養護が必要な場合の機関の一つという位置づけになるのではないかと考える。

具体的には、親による虐待または養育放棄等がある場合における、医療ネグレクトの事案など、一定期間親権を制限すれば足りる場合の利用を想定している「親権停止」の場合、未成年後見で対応するのが、有効であり（立法段階で想定されている役割である。）、一方、複雑な事情を背景とし、結果「親権喪失」に至る困難事案においては、未成年法人後見での対応が有効な対策となる場合があり、これが存在意義の一つである、としておきたい。